

林先生担当2018年後期再チャレ第6回

使用教材：

2018年辰巳法律研究所スタンダード答練公法系第2問  
同民事系第3問



第 問

② また、EはAに差料金の交付を怠っており、その理由が正しくあることからすると、上記①についても将来にわたって継続するべきであるとして、要件①を満たす。

2. さらに、侵害者Eの側から見て、差請求権消滅のためには、主件差金貸借契約が解除され、Fが差料金をEに渡す必要がある場合、もしくは、EがAに差料金を渡した場合である。これは、FからEへの通知や行為の有無、Eの行為といったEから見て明らかとなる条件ばかりである(要件②充足)。

3. Aの請求は、要件③について、Eは本来Aが取得するべき差料金をAに渡すことによって不当利得が問題となっていない以上、Aの権利を侵害している側のEに対する返還性を負うべき公平に反する旨は認めない。

第2 以上より、要件④～⑥を満たし、「あるか」に於て請求する必要があり、よって、Aによる将来給付の訴えは許される。



(第 問)

設問 2(1)

第2請求の趣旨は、「DはAに対し、100万円+αを支払え」とする。

10  
報關 2 (2)

1. 損失補償(憲法27条3項)は、平等の観点から、補償手続及び

15 ~~民法~~ 法88条は、その要請を受けて、公益の利益と私有財産との調整

16 花園子石ぬれ 定めり 史石毛のし 解摩芝来系

3) 杉、檜(通掌受11子提欠、(後88条)とは、'富林作業4、富林上町'。

失窃心、収用によって ~~多大~~ 影響を受ける個人の財産に対する損失を

113と解釈できであり、歴史的価値と116が公共における価値の

揚炎學多書來李114解

2. したがって、本件原木の歴史的価値は、通常受ける損失に

02  
12金鉄系(1)

第2 おて、Aのかかる損失に717補償はあつた。